

## &lt;報道発表資料&gt;

E-mail: a3560-03@pref.saitama.lg.jp

カテゴリ:県政一般

令和8年2月19日

**埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例  
(素案)に対する県民コメント(意見募集)の結果の公表  
について**

埼玉県では、「将来医師として埼玉県の地域医療に貢献したい」と考えている「埼玉県出身の医学生」や「県が指定する大学の医学生」に奨学金を貸与しています。

この奨学金は、卒業後に貸与期間の1.5倍の期間(6年間×1.5=9年間)、県が定める条件で医師として勤務(義務従事)すれば、奨学金の返還が免除される制度です。

今回、奨学金の返還免除要件の変更をすることで、医師の確保と奨学金貸与者のキャリア形成の両立強化を図るため、埼玉県議会令和8年2月定例会へ議案「埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例」を提出しました。

併せて、「埼玉県県民コメント制度」により県民の皆さんから御意見を頂きましたので、県の考え方と併せて公表します。

**1 県民コメントの結果****(1) 意見募集期間**

令和7年12月1日(月曜日)から令和7年12月31日(水曜日)

**(2) 意見の件数及び提出者数**

49件(22人・5団体)

**(3) 意見の内訳**

賛成 13件

反対 1件

その他 35件 制度への御意見等

**2 改正の内容及び県民コメント結果の資料**

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/othernews/joreikaisei7.html>

### 3 問合せ先

〒330-8777 さいたま市中央区新都心1－2 県立小児医療センター南玄関8階  
埼玉県保健医療部医療人材課 医師確保対策担当

電 話 048-601-4600

ファクシミリ 048-601-4604

電子メール a3560-03@pref.saitama.lg.jp